

70歳以上75歳未満の人の所得区分

同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が住民税非課税である

いいえ

はい

同一世帯に住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる

いいえ

はい

同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下である

はい

いいえ

同一世帯に70歳以上75歳未満の国保被保険者が

1人

収入が383万円未満
である

2人以上

収入合計が520万円未満
である

はい

いいえ

はい

いいえ

同一世帯に旧国保被保険者(国保から後期高齢者医療制度に移行した人)がいて、かつ、その人を含めた収入合計が520万円未満である

はい

各世帯員の所得が必要経費・控除*を差し引いたときに0円になる

* 公的年金の控除額80.67万円*。給与所得者の場合は、給与所得控除に加え10万円を控除。

* 令和8年8月より82.65万円に変更されます。

はい

いいえ

一般

現役並み所得者

低所得者Ⅱ

低所得者Ⅰ

所得により3つに区分

現役並みⅢ

現役並みⅡ

現役並みⅠ

課税所得
690万円以上

課税所得
380万円以上690万円未満

課税所得
145万円以上380万円未満